

「東金市農業委員会だより」広告掲載基準

1. 趣旨

この基準は、東金市有料広告掲載要綱（平成17年7月20日制定。以下、「要綱」という。）の例に基づき、東金市農業委員会が作成する「東金市農業委員会だより」に掲載する広告を募集するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2. 発行時期

3月（年1回発行）。ただし、委員の改選年度においてはこの限りではない。

3. 主な配布先

東金市農家実行組合組合員世帯約3千世帯等

4. 募集枠数、規格及び掲載料等

(1) 募集枠数 4枠

(2) 規 格 縦4cm、横9cm。ただし、広告を掲載する位置は、農業委員会が指定する位置とする。

(3) 掲 載 料 1枠につき7千円。横2枠（縦4cm、横18cm）まで掲載可能とする。

(4) 刷 り 色 カラー

5. 広告の作成方法

広告掲載希望者は、自己の負担により広告原稿を作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

6. 掲載枠の欄外の表示

掲載した広告の下に次の文言を表示する。

「東金市及び東金市農業委員会が、この広告における企業、製品、サービス内容等について推奨するものではありません」

7. 原稿の提出方法

広告枠の規格のイラストレーター等で処理可能な電子ファイルおよび紙ベースの原稿2枚

8. 広告掲載の決定等

広告掲載の可否決定は全ての広告掲載希望者に文書で通知する。なお、募集予定枠より応募数が多い場合は、要綱第4条の規定する掲載順位とし、同じ順位の応募者が多数の場合は先着順とする。

9. 原稿提出先及び問合せ先

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

千葉県東金市農業委員会事務局 TEL 0475-50-1177